

医療管理ニュース Vol.75

スタッフの健康診断を実施していますか？

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断	常時使用する労働者	雇入れの際
定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内ごとに1回

労働安全衛生法に基づく健康診断の対象は常時使用する労働者ですが、歯科医院には結核定期健康診断実施報告の義務もありますので、**健康診断は全従業員（院長含む）に実施するべきでしょう。**

【健康診断の費用】

事業者が費用を全額負担します。

【健康診断結果の保管】

5年間保有する義務があります。

【健康診断結果に異常が見られた場合】

従業員の健康を保持するため、医師からの意見聴取を行い、必要あれば保健指導、就業内容の変更、休暇付与等の措置を講じます。